

様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、
様式第二十、様式第二十二、様式第二十六
から様式第二十八の二まで、様式第三十一
の五、様式第三十一の九から様式第三十四
まで、様式第三十六、様式第三十八、様式
第四十、様式第四十二、様式第四十四、樣
式第四十六、樣式第四十八、樣式第五十、
樣式第五十二から樣式第五十五まで、樣式
第六十一の六、樣式第六十四の三、樣式第
六十五の二、樣式第六十五の四、樣式第
六十五の六、樣式第六十五の九、樣式第六
五の十一、樣式第六十五の十三、樣式第六
十五の十五、樣式第六十五的十七、樣式第
六十五的十九、樣式第六十五的二十一、樣
式第六十五的二十三、樣式第六十五的二十
五又は樣式第七十の二」とあるのは「商標
法施行規則様式第二から樣式第九まで、樣
式第十、樣式第十一、樣式第十一の三、樣
式第十二、樣式第十四の二、樣式第十五の
二、樣式第二十若しくは樣式第二十一、商
標法施行規則第三十二条第一項において準
用する特許法施行規則第四条の二第一項に
規定する様式第二、同規則第八条第二項に
規定する様式第四、同規則第九条の二第一
項に規定する様式第九、同条第二項に規定
する様式第十一、同規則第十一条の五に規
定する様式第十六、同規則第十四条第一項
及び第二項に規定する様式第二十二、同規
則第二十七条の三の三第一項に規定する様
式第三十六、同規則第二十八条の二に規定
する様式第三十八若しくは同規則第二十八
条の三に規定する様式第四十又は商標法施
行規則第二十二条第六項において準用する
特許法施行規則第四十八条の三第二項に規
定する様式第六十四の三、同規則第五十条
第五項に規定する様式第六十五条の二、同規
則第五十条の二に規定する様式第六十五の
四、同規則第五十条の三に規定する様式第

とあるのは「商標法第五条の二第五項」と、特許法施行規則第十二条の四中「様式第一、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の二、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五又は様式第七十の二」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第三十一、商標法施行規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第二項に規定する様式第一、同規則第十二条の二第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第二項及び第二項に規定する様式第十二項に規定する様式第十一、同規則第十二条の五に規定する様式第三十六、同規則第二十八条第一項及び第二項に規定する様式第十九条の二第二十八条の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則